

本山町行政連絡

編集・発行 本山町役場

【隔週水曜日発行】

第881号

◇ 本山町公営住宅「吉野団地」の入居者を次のとおり公募します
一、住宅の所在地 本山町吉野1-65番地1
二、公募戸数 1戸(木造平屋建)

三、1戸あたり床面積 約58・5平方メートル
四、間取り 和室(6畳1室)、洋室(6畳1室)、LDK(約9畳)、浴室、トイレ(洋式水洗)、電気温水器

宅(1H)1戸、電化住宅

和室(6畳2室)、洋室(約6畳1室)、LDK(約9畳)、浴室、トイレ(洋式水洗)、物置

四、間取り

和室(6畳1室)、洋室(6畳1室)、LDK(約9畳)、浴室、トイレ(洋式水洗)、電気温水器

五、家賃

敷金等

17,000円~

(所得月額より算定します)

敷金

家賃3ヶ月分

共益費

浄化槽及び街灯管理費用等あり

○

公営住宅入居者の資格

・居住する住宅に困窮していることが明らかなる者、又はその者と同居しようとする親族がある者。

・所得月額が15万8千円以下であること。(ただし、高齢者、障害者又は災害による場合は21万4千円以下)所得月額の計算方法については、所得の種類、家族構成等により異なりますので、詳細は、お問い合わせ下さい。

・税等の滞納がないこと。

・暴力団員でないこと。

○申込方法

役場総務課備付「本山町公営住宅申込書」に必要事項を記入し、同居しようとする親族全員の住民票、所得金額の証明書(源泉徴収票の写し等)を添付して、役場総務課へ提出して下さい。

○

申し込み期限

2月26日(水)まで

○

問い合わせ先

2月26日(水)まで

○

役場総務課

電話

76-22223

嶺北中央病院非常勤職員(嘱託員)
の募集について

【募集職種】 守衛(巡回業務を含む。)

【採用人員】 1名

【採用予定期】 平成26年4月1日(当初雇用期間:1年)

【資格等】 不問

【年齢】 65歳未満(65歳以上も可)

【給与】

嶺北中央病院の嘱託員の報酬に関する要綱及び本山町臨時職員等に関する要綱による。

宿泊業務:10,400円、

日直業務:8,000円、

期末手当(6月、12月)

【申し込み】

写真付き白筆履歴書を持参又は郵送

【申し込み期限】 2月20日(木)まで
(土・日・祝日は除く)

【提出及び問い合わせ先】

〒780-13001 本山町本山620

嶺北中央病院 総務班

電話 76-2450

◇ 本山町公営住宅「寺家団地」の入居者を次のとおり公募します
一、住宅の所在地 本山町寺家44番地
二、公募戸数 1戸あたり床面積 約58平方メートル
三、1戸あたり床面積 約58平方メートル
四、間取り 和室(6畳2室)、洋室(6畳1室)、DK(約8畳)、浴室、トイレ(和式水洗)

五、家賃、敷金等
家賃 13,300円~
(所得月額より算定します)

五、家賃
敷金
家賃3ヶ月分
共益費
浄化槽及び街灯管理費用等あり
駐車場 1台あり
屋外物置あり

五、家賃
敷金
家賃3ヶ月分
共益費
浄化槽及び街灯管理費用等あり
駐車場 1台あり
屋外物置あり

○申込方法
役場総務課備付「本山町公営住宅申込書」に必要事項を記入し、同居しようとする親族全員の住民票、所得金額の証明書(源泉徴収票の写し等)を添付して、役場総務課へ提出して下さい。

○

問い合わせ先

2月26日(水)まで

○

役場総務課

電話

76-22223

農家のみなさんへ

農業機械の盗難防止について

近年、農業者が保有する農業機械の盗難被害が多発しています。盗難による被害を防止するためにも適正な保管等を行ってください。

①徹底すべき対策

・農業機械にエンジンキーをもつたまま放置しないこと。

・田畠、農道等の住居から離れた場所やハウス内に農業機械を放置せず、農業機械を施錠の上、施錠された倉庫等に保管する。

②有効と考えられる対策

・農業機械に警報器、ハンドルロック等の盗難防止用品を装着すること。

・倉庫等に、防犯灯(センサー付きライト)、防犯カメラ、防犯警報器等を設置すること。

・倉庫のシャッター前、敷地の出入口等、想定される通路にトラック等の損害物を置くこと。

③盗難被害に対する備え

・農業機械の盗難に対し付保する保険等に加入すること。

・農業機械の車体番号が記載された書類を保管すること。

④盗難に遭った場合の対応

・速やかに最寄りの警察署等に届け出ることと、農協や販売店に情報提供すること。

(参考)・農機盗難防止対策(一般社団法人日本農業機械工業会ホームページ)
<http://www.jfmma.or.jp/COP.htm>

【問い合わせ先】 みどりの推進課産業振興班

電話 76-33010

お墓をつくる際は許可が必要です

○墓地(お墓を建てる場所)をつくる際は、個人墓地でも許可が必要です。
お墓を作るには、「遺体の火葬等の許可」とは別に「墓地の経営許可」が必要です。(墓地、埋葬等に関する法律第10条)

墓地をつくることができるのは、原則として市町村、公益法人、宗教法人等とされていますが、個人がお墓をつくることは例外的で厳しい条件があります。くれぐれも無許可で勝手につくらないよう心がけてください。

個人墓地の条件は、

- 自己所有地であること
- 人家、学校、病院等から十分離れていること
- 隣接地の所有者の同意が得られていること

これ以外にも条件や他法令(農地法)などの規制もあります。

○「改葬」について
古いお墓から新しいお墓に遺骨を移すことを「改葬」といいます。
この「改葬」をするときは許可が必要で、移す前に許可を受けなければいけません。「改葬」の許可是、古いお墓のある市町村長です。

墓地の許可申請等詳しく述べは、「相談してください」。
【問い合わせ先】 みどりの推進課産業振興班
<http://www.jfmma.or.jp/COP.htm>

【問い合わせ先】 住民生活課 電話 76-21113

【問い合わせ先】 電話 76-33010

嶺北斎苑の施設使用料金の改正について

平成26年4月1日から施設使用料金を次のとおり改正します。

※改正内容
下記のとおり。

施設をご利用されます皆様方の、ご理解、ご協力を頂きますようよろしくお願いします。

【問い合わせ先】
嶺北広域行政事務組合
電話 76-31177

構成町村(本山町・大豊町・土佐町)		管外(構成市町村以外)		
	大人(12歳以上)	小人(12歳未満)	大人(12歳以上)	小人(12歳未満)
現行	2万円	1万円	4万円	2万円
改正	3万円	2万円	6万円	3万円

毎月第3木曜日は行政相談の日です

行政相談会は、国、県、市町村が行っている仕事に対する住民の皆さんの苦情や意見・要望を受け、その解決や実現のお手伝いをしています。

相談は、委員の自己で受け付けるほか、毎月第3木曜日に町役場で定期的に開催される行政相談所でも受け付けています。お気軽にご相談ください。
○日 時 2月20日(木) 午前10時～正午
○場 所 役場一階町民相談室

【問い合わせ先】 行政相談員 鹿我部 巧
電話 76-21637